

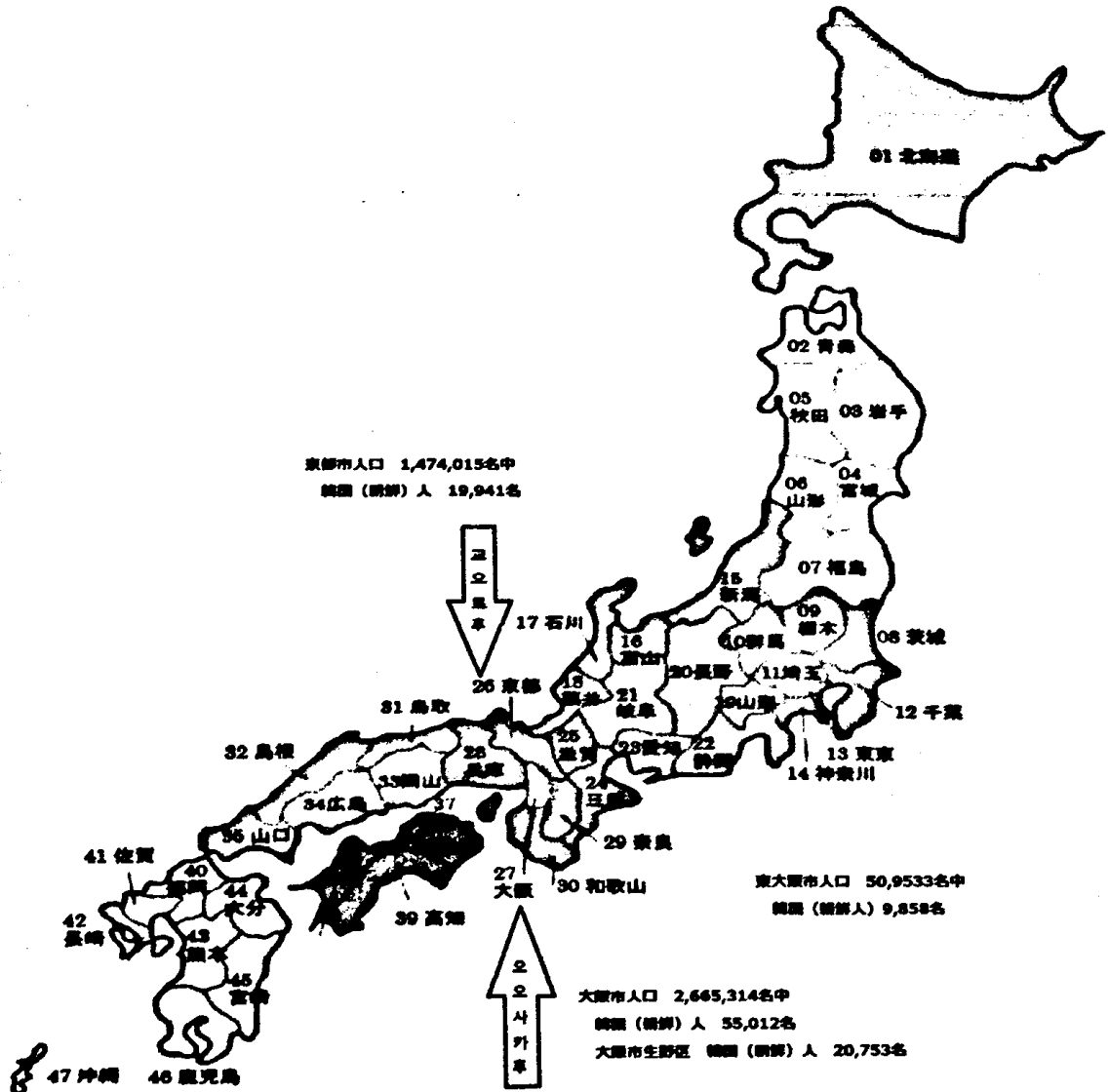
이 진리 李 真理 1960 年 (昭和 35 年) 1981 年 天理大学 卒
조 리사 趙 梨沙 1989 年 (平成 1 年) 2012 年 日本体育大学 卒

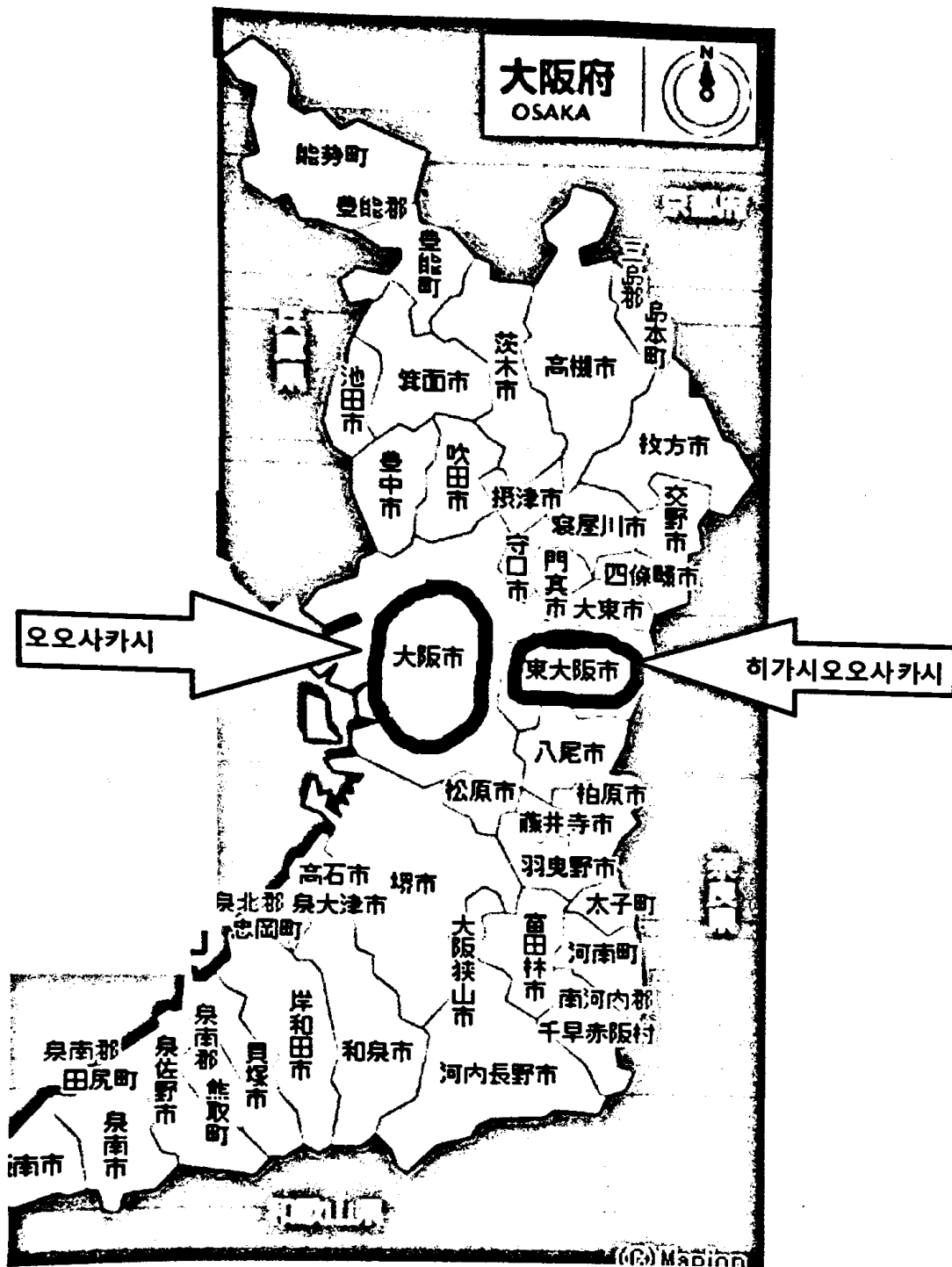
明治・・・1868年～1912年 (明治元年～明治45年)

大正・・・1912年～1926年 (大正元年～大正15年)

昭和・・・1926年～1989年 (昭和元年～昭和64年)

平成・・・1989年～現在 (平成元年～現在)





일본에는 합쳐서 약 100 만명 이상 동포가 있다.

☆ 한국 · 조선사람 · · · 약 50 만명

☆ 귀화 (歸化) · · · 약 40 만명 (Japanese-Korean)

☆ 국제결혼 (90% 이상) (Japanese-Korean)

☆ 새로 온 사람들

할머니 1910 年生 ~韓日併合

(朝鮮教育令・土地調査事業・産米増殖計画)

아버지 1934 年生 → 9 歳 日本

어머니 1939 年生 「創氏改名」

(皇国臣民化政策・・・神社参拝・皇国臣民の誓詞)

1944 年 国民徴用令 (徴兵・強制連行)

長野県「松代大本営」6700 人の朝鮮人

1945 年 解放

1952 年 サンフランシスコ講和条約

出入国管理令 外国人登録令

진리 (1960 年) 여동생 여동생 남동생

1965 年 韓日会談

언니 라사 (1978 年) 남동생 (1991 年) 特別永住 남동생

1970 年 日立就職差別事件 朴鐘碩君

1974 年 公営住宅・児童手当支給等 国籍条項撤廃運動

1975 年 大阪府 入居資格認める

1977 年 金敬得氏 (김경득씨) (1949~2005) → 외국인으로서는 처음으로
司法修習生・弁護士가 됐다.

1979 年 国際人権規約 批准

(지문등녹거부운동)

1987 年 外人登録法 改正 (指紋一回만)

1991 年 特別永住資格 <退去強制自由は存続>

1993 年 永住者は指紋廃止 (영주자는 지문 폐지)

2009 年 金稔氏 (김인만씨) 本名裁判 (본명 재판)

2009 年 9 月、建設現場で通名を強制された事をめぐり、建設会社と国を相手取った「イルム訴訟」・ 2013 年 11 月大阪高裁 棄却 通名強制の事実 인정したが、アイデンティティーを侵害する悪意は無い、とされた。 最高裁へ控訴。

納税義務는 日本사람과 똑 같지만 永住者라도 参政權은 없다.

入居差別・就職差別 또한 就職時할 때에 日本名이나 帰化를 강요해지는 것이 아직도 있다.

国籍法

☆日本の国籍法 ‘85 年に改正・・・父系主義から男女両系主義に

(片方の親が日本籍なら子も日本籍をとれる 22 歳までに選択)

☆韓国の国籍法 ‘98 年に改正・・・父系主義から男女両系主義に

(片方の親が韓国籍なら子も韓国籍をとれる 22 歳までに選択)